

Title	在フィリピン・スペイン系イエズス会士の日本布教志向(下)
Sub Title	Aspiracion a la Evangelizacion de Japon, por los Jesuitas Espanoles en las Filipinas
Author	柳田, 利夫(Yanagida, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.1/2 (1991. 12) ,p.1- 22
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19911200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

在フィリピン・スペイン系イエズス会士の日本布教志向(下)

柳田利夫

八 他地域への渡航禁止Ⅱ

ヴァリニャーノの意図で派遣された天正遣欧使節のヨーロッパ到着と前後して、一五八五年一月二八日付でグレゴリウス三世によってスペイン系の他修道会士の日本布教を禁止し、日本布教をイエズス会に独占させる旨の小勅書が発布された。このことは広く知られている事実であるが、それとほぼ時を同じくして、ローマのイエズス会本部もフィリピンからのスペイン系イエズス会による日本・中国布教許可の申請に対し、否定的な反応を示してゆくことになったことは、さほど知られていない。これはグレゴリウス三世の小勅書発布の経緯と、マニラの聖俗両面からの中国武力征服論がスペイン本国において否定的に扱われた経緯とを考えれば必然的なこ

とでもあった。別の言葉で表現すれば、ここで扱われている在マニラ・スペイン系諸修道会士の日本(中国)布教志向とローマでの禁止とは、当時のフィリピン諸島における聖俗両面からの中国・日本進出志向と、スペイン・ローマ聖俗両面のそれに対する反応と軌を一にしているものであつたといえよう。もつとも、それらが、一枚岩の如く機能していたのでないこともまた、軽視すべきではないであろう。そこで、最後に、ローマの総会長アクワヴィーヴァが、フィリピン諸島からの要請にどのように反応したかを、彼がフィリピンに送付した書簡の控えから見てゆくことにしたい。

まず、一五八五年二月二十五日付でアクワヴィーヴァは、さかんに中国や日本への布教許可を求めていたエルナン・スアーレス宛に書簡を送り次のように書き送つてい

る。

尊師が手紙によつて私にお伝えくださつたように、
フィリピンの事業に大いなる熱意を持つていらつしや
るのはもつともあると思います。なぜなら、思うに、
主がそちらで多くのことを為し給う準備が整えられて
いるからであります。麦は多く、援助の必要性も大き
いのでありますから、私は尊師に対し、中国に対する
望みをいつまでも抱くことでこれが妨げられるような
ことのないよう、その葡萄畠とその仕事に全情熱と
熱意とを注がれることを望みます。こう申し上げます
のは、そちらの富（布教成果の可能性）は、毎日より
明確に経験しておりますように、大きなものであり、
多くの理由からそ地から離れないことが大切である
からであります。尊師ももうご理解いただけたと思
ますが、特に中国に向かうことは役に立つよりは、む
しろ不都合の方が多いからであります。言葉を学習す
ることに関しては命令が出されておりますが、それは
望んでいる成果を挙げるためにはそれがとても重要で
あるからであります。⁽¹⁾

この書簡の日付けの三日後、三月二八日にはマニラの
院長であるアントニオ・セデニヨと、アロンソ・サン

チエスに宛て総会長アクワヴィーヴァはそれぞれ書簡を
送つてゐる。セデニヨに対しては次のように書いてい
る。

尊師及びパードレ・アロンソ・サンチエスが私に最
後に書き送つていらつしやつた手紙を受け取りました。
それら（の手紙）からパードレ（サンチエス）の（中
国への）旅のこと及び、そちらの土地における状況に
ついて知りました。尊師が意氣を阻喪しないように望
みます。フィリピンの事業は当初必ず大きな困難に直
面するであります。そして、今尊師には、原住民
を担当することをしなければ、成果を挙げる方策など
ないよう思われるかも知れませんが、実際にやつて
みれば、土地は広大で、全ての者のために実行すべき
であるとすれば、働き手が供給し得る以上の必要性が
あることが尊師にお分かりになつてゆくことでありま
しょう。従つて、原住民の件を引き受けることは、
我々にとつて適当ではなく、また、中国に向かつて出
発するといつたこともまた適当なことではないことは
明かであります。⁽²⁾

次に、同三月二八日付で、サンチエスに対しては次の
ように書き送つてゐる。

尊師が手紙によつて私にお伝えくださつてゐる（中國への）長い旅は、たとえ尊師には大変困難なものであつたにせよ、我々に情報を与える結果になりました。

（中略）私はフィリピンから離れることは役に立たないばかりでなく、大いに不都合になると確信いたしました。むしろ、時とともにフィリピンでしなければいけないことがとても多くなり、フィリピンの外ですべきことを見つけるよりも会員の援助を求めることが必要となるであります。それ以外についてはメキシコ管区長のアントニオ・デ・メンドーサに伝えられるであります。アントニオ・セデーニョにも書きましたが、尊師にもただ次のことをお願ひ致します。即ち、もちろん手がけているところのものに修道士的な情熱が注がれていますが、それは健康に配慮しながら（～） teniendo cuenta con su salud であるようにしていただきたいと「いう」とあります。そうすれば、主への奉仕とともに隣人に立つても大いに役に立つと思われます。もし、健康が la salud が損なわれば、隣人への援助は少なくとも妨げられるのであります。全てにおいて国王陛下がお役に立ちたいとお望みであるように、陛下のお役に立つようにするため

に尊師に対しても聖なる愛と（一語不詳）とをお与え下さいますように。⁽³⁾

また、同じ日にフランシスコ・アルメリッチに対してもアクワヴィヴィアは書簡を送り、同じ問題に対してもアクトーは書簡を送り、同じ問題に対しても次のように書き送つてゐる。

尊師がフィリピンの事業に熱意と宗教的服従とをもつて入つたことから、その旅の成果は非常に大きなものとなるであります。なぜなら、そのようにうまく始められたものはかならず良い結果をもたらすことになるからであります。私は尊師の書簡で私に報じていらつしやるよう、尊師が熱意を持つてそちらに赴きになつたことでとても慰められております。わたくしは尊師に対しそういった類の事業に起こりがちな苦労や困難に拠つて、尊師がその熱意を失つてしまふようない」とのないようにお願ひ致します。主は全てにおいて良き出口をお与え下さりますであります。⁽⁴⁾ 以上のような一五八五年三月の総会長書簡からは、中国に向かうことは不都合であるという姿勢がはつきりとしてきてはいるが、それを明確に禁止するには到つていない。他方、フィリピンの原住民に対する直接的な布教についても従来の姿勢を変えず、許可を与えるには到つ

ていない。アクワヴィイーヴァ自身は、世俗権力側からの要請によつて開始された感の強いイエズス会士のフイリピン進出に対して、この時点でも懷疑的であつたと言わねばならない。それにもかかわらず、その可能性を示唆することで、フイリピンからの他地域への移動の希望を抑えようとしていたようである。翌一五八六年になると、ローマの本部は他地域への渡航禁止を一応決定し、それをフイリピンへ伝達することになる。

総会長アクラヴィイーヴァは一五八六年二月に、在マニラのイエズス会士に対して書簡を送付し、フイリピンに在住もしくは交易するために渡来する中国人のために中国語を学習することの許可を与える一方で、中国や他地域に関する事柄に会員が介入することを強く禁止している。これは実質的な渡航禁止令であった。まず、二月二十四日にはセデニヨに宛て次のような書簡を送つてゐる。

そちらの地で尊師が健康を損ねていらつしやることがとても気になりますので、（尊師が）それ（健康）を取り戻せるような命令が出されることを望んでおります。そこで、メキシコの管区長に対し、（フイリピンの）土地は（尊師）の（健康に）とても良くないので尊師を別の者と替えるように通告しております。

そちらの地で会員が行なうべきことに関するては、尊師が私に書き送つてきた最後の手紙の中にあるように、その地は広大で、そこにおいては毎週のように他の地方との交通や交渉が開かれ拡大しているので、何等かの仕事が見いだされたものと了解しました。また、我々が少しでも言葉の学習に励めば、必ずそれは行なわれると信じております。尊師が手紙の中で知らせてきているように、これまでに見いだされた仕事のため、そちらに残留するのが良いのか、あるいはそれを放棄するのが適当かについて十分に検討を加えるであります。このことを、主に委ねて決定を下す前に、メキシコ管区長に依頼するであります。他のことが決定されない間はこの島で取引を行なつてゐる者達を援助するために、中国人の言葉を学習するのも良いと思われます。しかしながら、それは、そちらから中國に渡るつもりで行なつてはなりません。この点に関して尊師に強く次のことを御依頼致します。すなわち、会員の誰かが中国マカオあるいはモルッカ諸島や日本に関することに決して介入してはならず、そうすることを許可してもならない、ということであります。なぜなら、このことからそちらで生じ得る最大の不都合

が多く生じるからであります。この点に關しては、国王の役人達と交渉することから手を引くのが適當であり、我々の会本来の事柄に邁進することで満足するようにしていただきたい。⁽⁵⁾

この日、アクワヴィーヴアはメキシコ管区長アントニオ・メンドーサに宛て書簡を送り、このセデニヨ宛書簡の内容を伝達している。そこでは、まず、健康上の理由からセデニヨをフイリピンからメキシコに呼び戻し、他の者をフイリピンの上長として任ずるよう命じた後、次のように書き送っている。

彼（アントニオ・セデニヨ）に対しても、先ず第一に、彼及び彼の配下の者は、主が彼の諸島において行うように彼らにお与えになつた事柄に従うことで満足し、決して誰も中国に渡つてはならない。たとえ国王の役人達がそれを求めて、こういった事柄に会員が介入するのは適當なことではない。⁽⁶⁾

また、アクワヴィーヴアは同日付のエルナン・スアーレス宛ての書簡では、次のように書き送っている。

八四年六月二〇日付の尊師の書簡を受け取りました。その中で私にお伝えくださいつているように、働くことにとっても熱心でいらっしゃること、そして、そういう

た事業に従事している者が持つべきその心の備えは、主を信じているものには決して欠けることがないことを見て、とても慰められております。何事においても初めには困難がつきもので、異教徒に主を知らしめ、眞の健康の道に導くといった慈悲に関する事ではなおさらであります。しかしながら、経験は時とともに至高なる主のもとに私が望むように、すべてが平穏になることを示しています。そのことはそちらの国々でも経験済みのことでありましょう。言葉を学ぶことは大変ですが、主の栄光と隣人の援助のためにはどうしても立ち向かわなければならぬ仕事の一つであります。なぜなら、言葉無しでは少なくとも原住民に対しては何もすることはできないからであります。その島以外に関する点についてはアントニオ・セデニヨに次のことを伝えました。即ち、そちらから他の地に向かうことは統治も航海も別なのであるから決して適當ではない。そちらで生じるであろうことについて十分に警戒するように。尊師の手紙の中でもメキシコの諸事に關して私に指摘してくださつた忠告は適當な時期に役に立つであります。⁽⁷⁾

更に、同日付のライムンド・プラド宛書簡では、

尊師が手紙の中で書いているように、主の意志にあまり従わず、その父的な摂理をあまり信じていない者にとって、当地でしばしば生じる多くの機会 occasions から抜け出させてください、かつ、他に信頼をおくる者がいないので全てを主に信頼して善行を積まさざるを得なくするような土地に連れていくつてくださいたことを、主に感謝しているのはもつともなことだと思います。また、そのことは、主がお与えになられる恵みを受け取るための、大なる準備であることを信じていただきたく存じます。私は、今のところ、その地の言葉の学習に努力してくださいるようになります。それを知ればそちらの人々を援助する便宜に事欠かないからであります。無論大変なことであるとは思いますが、それなしにはその布教地の目的は達成され得ないであります。あなたが学習を望んでいる中国語については、そちらに交易に来る中国人を援助するためにそれが適当かどうかを調べるようにアントニオ・セデニョに委ねました。しかしながら、あちらに渡航することは同パードレに通告したように決して適当なことではありません。願わくは、外の人々を助けるためよりはむしろ、(フィリピンの人々を助けるため)

援助を求める必要が生ずるようになる程多くの麦畑が見いだされんことを。

それから四ヶ月ほど後の六月一六日には、八五年にフィリピンから送付された書簡がローマに到着し、アキラヴィイーヴァはフィリピンのイエズス会士に対しても明確な表書簡を送付した。そこでは、二月の指示を更に明確な表現で繰り返すことになった。まず、院長であるアントニオ・セデニョ宛書簡では次のように書き送った。

八五年六月一六日付の尊師の書簡を受け取り、そちらの諸島で会員が従事すべきことについて存在する困難についてよく了解致しました。この件につき十分に考慮し、より適切と思われるところを通告するつもりであります。しかし、国王陛下がそちらに会員を配置なさるまでに費やした出費をも十分に考えなければなりません。従つて、何がしかの言葉を学習するのに従事することができるのではないでしようか。もし、全員ができないにしても暇のある者がそうすればよいと思います。また、その諸島に通用している多様な言葉を習うことはできませんでしょうが、最も共通で一般的なものを習うことはできるであります。

エルナン・スアーレスに関しては、メキシコの管区

長が彼を呼び戻すのが適當であると思われればそうするようとに通告致しました。彼は現在マニラで役に立つて以上に、オトミーの言葉でヌエバ・エスパニーヤにおいては役に立つことができるからであります。

アロンソ・サンチエスがそちらのことについて私に通告してきたところは了解致しました。そして、その一部については対策が通達されております。また、尊師にも別の手紙でそちらから中国や日本へは会員は決して渡ってはならないと既に書き送っております。といふのは、俗的には統一と一致が存在するとしても、国王フェリペはこれらの航海は区別されるべきであると考えているからであります。しかしもしだれかが、中国語を学習したいのであれば、そちらに住んでいる中国人や交易に来る中国人を援助するためにそれをすることができるのは、既に通告した通りであります。⁽⁹⁾

この時、サンチエスにも書簡が送付されたが、そこには次のように書かれていた。

八五年六月一七日と一九日付の尊師の書簡を受け取りました。それらによつて、別の書簡でも私に通告されたこと、即ちそちらに会員が定住することの困難に

ついて了解致しました。これはその対策を十分に考慮しなければならない問題であります。と申しますのは、（会員が定住するにせよ、退去するにせよ）どちらにしても不都合な点があるからであります。この件につき十分に考慮し、メキシコの管区長に通告するであります。従つて、アントニオ・セデニョにはそちらの諸島で話されている言葉の内、最も有力な言葉を学習することに従事するのがよいと通告しました。また、もし、中国語を学びたい者がいれば、そちら経由での王国に向かうことは不都合であるので、中国に渡るためではなく、そちらに居住する中国人や苦役にやつて来る中国人を援助する為であればそうすることもまた良いことであります。あなたの書簡で述べられている他の事柄については、然るべき対策が既に通告されており、そのほかのことについても適當な時期にそうするように努められるであります。⁽¹⁰⁾

総会長はこの二人の他に、ライムンド・プラドとエルナン・スアーレスの二人にも書簡を送付した。前者に対するように書かれていた。

私は格別に慰められております。その熱意がそちらに存在する困難さによって冷やされたり破壊されたりしてしまったのは理に叶つたことではありません。なぜなら、前の書簡(1)でも書きましたように、最も役に立ち、通用している言葉の学習にほんの少しだけ努力すれば、しなければいけないことはあると思います。要するに、重要なことには常になにがしかの困難さがつきまとるものなのであります。

そちらに居住する中国人や交易にやつて来る中国人を援助するために中国語を学習することは悪いことは思えませんが、アントニオ・セデーニョにそのことは一任致しましたので、彼と相談していただきたく存じます。⁽¹²⁾

また、エルナン・スアーレスに対しても、次のように書き送つてある。

八六年一月二四日付で尊師に書き送つた書簡によつて、尊師が八五年六月一二日および一七日付で書き送つてきた二通の書簡で報告している現存する困難さについて、私がどの様に考へておるかはおわかりいただけたことと存じます。今、そちらの原住民を援助するためには、我々が望んでいる程の便宜は見いだされてはおりませんが、そちらで役に立つ言葉のいくつかを学習することはよいことのように思われます。そうすれば、少なくともなにがしかの仕事につき慰めを得ることができるからです。中国語についてはアントニオ・セデーニョに対し、彼の王国から交易にやつて来る中国人やそちらの諸島に居住している中国人を援助するために、少しそれを学習するのは良いと通告しております。しかし、それはあちらに渡るためであつてはなりません。なぜなら、そういうことは大変に不都合なことであるからであります。私は同パードレに前述の目的でその言葉を学習するのがよいかどうかを一任しておりますので、彼とご相談ください。私に報告くださつたそれ以外の点につきましては対策が講じられるであります。⁽¹³⁾

結局、フィリピンに到着したスペイン系のイエズス会士のほとんどが当初希望していた日本や中国に対する布教は、こうしてローマの本部からはつきりと否定され、一応の決着がついた。しかしながら、ローマの本部は依然として積極的にフィリピン布教を展開する決意を固めていたわけでもなく、また、この指示がフィリピンに届く前にも、フィリピンからは更に中国・日本布教につい

ての希望がローマに向け発送されることになった。

九 フィリピンからの報告Ⅳ

アクアヴィーバが前述のフィリピンの会員に中国・日本への渡航をはつきりと禁止する書簡を作成していたのとほぼ時を同じくして、一五八六年六月二二五日付でスアーレスは総会長宛て、前述の一五八五年三月二五日付のスアーレス宛総会長書簡（そこでは中国や日本への渡航の不都合なことが指摘されてはいるが、総会長ははつきりと渡航禁止を命じてはいなかつた）及びインド副王からの禁令（フィリピンから東インドへの渡航禁止令）が届いたことを告げながらも、アロンソ・サンチエスがローマに派遣されるにあたってマニラで開催された会議での決議事項を伝え、マニラをヌエバ・エスパニヤから独立した管区として、マカオ・モルッカ・日本をその下に置くという考えを披瀝している。また、この書簡では他会士の中国・日本渡航に対しては強く反対しながらも、フィリピンのイエズス会士はそれが可能であることを繰り返し主張している。

（エルナン・スアーレスが文書にしてアントニオ・セデニョに要求した五項目中の第五項）我々は、石

灰と石で造ったカーサと教会を建設することのできるこの地にいる何人かの金持ちを捜すよう努めるべきであろう。これは（東）インド経由のものよりも確実で、健康的で、安全で、快適で、短いのでヌエバ・エスパニヤから当地を経由してマカオ・中国・日本などに渡るべき者達にとつて通過のためのレシデンシアとして残すように猊下が御決定になるような場合のためであります。（中略）アロンソ・サンチエスからそちらに向かうに際して開催された協議会で、このレシデンシアと全インディアに関する事柄について、全員一致で次の事を猊下にお知らせすることが決められました。

第一点は、もし国王陛下がスペイン人をこの諸島に定住するために入植させるのであれば、イエズス会は当地に若者や現地人の子供のためのコレヒオを維持することができます。そして読み書きから始めて、ラテン語や倫理神学などを彼らに教えることができるであろうということであります。しかしながら現在のような当地の事情では、イエズス会が恒常的なカーサを持ち定住することはできません。ただ、二人のパードレと一人のイルマンが、当地を経由してモルッカ諸

島・日本ないし、中国へ向かう会員を受け入れるために居住することはできるであります。なぜなら、こちらにいるスペイン人のためだけであればこれで十分（四人が必要なだけ）だからであります。

第二点は、萬一国王陛下が、この地が拡大するに従つて、マカオ・モルッカ・日本をゴアの付属の地方としてではなく、こちらのアウディエンシア即ち、この諸島の統治下に統合するのであれば、貌下はこちらを独立した管区となさることができるであります。そしてこの管区長はこちらのコレヒオとともに、ゴアの管区からはなれるマカオ・日本・モルッカ諸島及び、マラッカの責任を負うことになります。このことは以下の理由によつて適當であると思われます。まず、このレシデンシアは管区長が余りにも遠くに居るために全く巡回してもらうことのできないことから多くの不都合をしのんでおります。今年は特に統治を行なつてゐるアロンソ・サンチエスの「特殊な」行動様式のため我々は酷く苦しんでおります。書簡についても同じ事が申せます。なぜなら、こちらからみんなが手紙を書きますが、その中にはイルマンもあり、また、会における経験の乏しいパードレ達もあります。そして

各人が自分の感情に、時には激情や悔しさのみから手紙を書いています。これはこちらが独立した管区になれば避けられることになります。また、別の理由は、マカオや日本には改革のために、またモルッカ諸島の者には援助・慰め等において、こちら以上の必要性があると思うからであります。（中略）こういったことは、二年間で全てを巡回できる独自の管区長が一人いれば全て解決できるであります。なぜなら最も離れたところでも八〇～一五〇レーグアのところにあらであります。更に又別の理由は、この機会を捉えてこの町に別の地方のために言葉を学習するためのセミナリオを建設することができるであろうということであります。こうすれば、中国・チンチエオ・モルッカ・日本と交渉を（数語不詳）。これはポルトガル人達が持つてゐるところを妨げることにはならないであります。（中略）前述のところから生ずる第三の点は、こちらからのもののはうが（航海は）短く、健康的で、かつ安全でありますので、貌下は当地を経由して日本や中国へ会員が渡る道をおつけになることができ、また、メキシコと当地に、前進するために渡つて来る会員が休息をとることのできる宿泊地を二

力を持つことができるということであります。また、私の耳にしたところでは、国王は、イタリア人やスペイン人のイエズス会士がこちらの地方にいることを歓ぶという態度を示したことであります。これがはポルトガル国籍の者よりも彼らのほうがより忠実なものであるので彼らを持つことにより王国が確固たるものになるからであります。

第四点は、教皇聖下及び国王がいかなる修道会も日本に渡ることはできない、また、当地から中国へ渡る道も開いてははらない、という禁令を出すことあります。このことは布教において将来にわたる混乱と躓きともたらす事になるからであります。そしてこれはイエズス会士の承認によつて、別の事がふさわしいと思われるようになるまでのことであります。そしてイエズス会士だけが当地から（中国や日本へ渡る）权限を持つようになります。（中略）私は、もし貌下がこれをお命じになるのであれば、速やかにそうなされるのがよいと思います。なぜならば、アウェスティノ会士は来年こちらの諸島に彼らの会員を更に五〇人派遣するという手紙を受け取つており、跣足派では三〇人が派遣されることであり、これら

全ては日本へ渡るためで、もし国王陛下からはつきりとした特別の禁令が厳罰のもとに当地のゴベルナドールに送られなければ、事実彼らはそうするであります。また法的にもそうであります。こう申し上げますのは、（東）インド経由で我々が得る禁令はこちらでは問題にされないからであります。⁽¹⁴⁾

この書簡とほとんど同じ趣旨の書簡を翌日にもスアーレスは総会長に宛てて認めていた。

（イエズス会士によつて行われた会議で決定された総会長への要望事項）第一点は、もし国王陛下が、こちらの長官がインドの長官に従属しないようにするために、モルッカ諸島やマカオそして日本の統治をこちらの諸島のそれと一緒にしようとしてお考えであれば、貌下はこれらの地のために独立した管区長を置くことができるであります。この管区長は今現在においても必要であります。このように申しますのは、このレシデンシアは大変遠くにあります。（メキシコ）管区長からも離れており、彼から巡回を受けるといった希望も全くありませんので、多くの不都合が生じておりますし、また生じて行くからであります。今年我々はそのことを十分に経験致しましたし、

「これからは更にこの不都合は拡大してしまふのであるまい。また日本の事につても、おそれぬるに管区長がいれば、一年ないし一年で全管区を巡回し、慰めを与へ、変更や改革をするのがやれるであります。同じドクリーナが教えられたのが非常に重要な」とであると考へられてゐると私は確信しております。またインドの管区長にはマラッカに向う側の、一ダース程と思われる全ての要塞が残され、彼は十分になすべき事があるであります。

第二の点は、たとえ今からでも状況がこのようであるので、当地から余員が日本へ向かう道が開かれ、貌下が当地を経由してイタリア人やスペイン人を、またポルトガル人はポルトガルを経由して（日本へ）派遣するようにしてくだされるのが適當であると考へられました。この道の方が確實で短く、より健康的でもあります。メキシコへもいや休息するゝ事ができます。これは国王に対する奉仕の一つになると思います。また、国王はポルトガル人達を抑えて彼の国を一層安全なものとするためにこれらの国々にスペイン人がいるようになることを望んでいふと想われております。まだ、ポルトガル人の悪瘤もイタリア人やスペイン人の清潔れ

であつて排除されねばならぬなりまつねば。（意味不詳
： los abusos portugueses con la pulicia italiana y española se quitarían cierto viven y comen afeminada y delicadamente y se hazen inútiles para las armas.)
私はこの点は他の事柄と共に十分に検討に値し、それがなりの困難な点があつたが、それで もなれば por peor tengo que la disciplina religiosa viniese a relaxarse.
(15)

彼は、第四軍ヘッドハイズベ余士が日本に渡るゝことについてフィリピンの長官に対し、便宜を与へるよつて國王から命令して欲しきゝと、また、インド経由で他余士の日本への渡航禁止令は届けてゐるがそれは國王から問題にされないので、國王は之対してそれを別に交付して欲しきゝと、なべを繰り返し主張している。

この書簡の表書きにはローマでの要約が記入されてゐるが、そこには「IIII ある協議会で貌下に提起すべし」ととして決定されたことについての報告。かの地にてことは救済策が必要である」と。そして将来の救済策とは別に現時点につきて、貌下は日本へかの地を経由してイタリア人とカステイーリヤ人を派遣すること。その道はより良く、より短く、かつ日本の事柄を改革するのに役

立つ。むこうに向かう会員は貌下の許可状だけでなく、国王からの彼らを厚遇するようとの命令を携えること。また、国王と教皇から他の修道会士が日本に赴くのを禁止する旨の禁令を持つて来ること。なぜならアウグスティノ会士が五〇人、跣足派が三〇人日本に渡るためにやつて来るとの知らせがあつたからである。

四 ヨーロッパで日本人に対してとられた歓迎に非常に慰められた。また、あちらでは彼らが呼んでやつてきた日本人に対し、不注意があった。彼らは食料にも事欠き（以下不詳）⁽¹⁸⁾と記されている。そしてその後に別筆でローマでの決定が短く記されている。「あちら経由で赴くのは不都合である。」⁽¹⁷⁾と。スアーレスはその総会長の最終的な否定的命令を受け取らないまま、これらの書簡を書き留めた約一カ月後の、一五八六年九月一日死亡してしまつた。⁽¹⁸⁾

例年であれば五月末ないし六月初旬には到着する筈のメキシコからのガレオン船が、前述のアクワヴィーヴァの日本・中国渡航禁止を命じた書簡（一五八六年二月二四日及び、六月一六日セデニヨ宛書簡等）を載せた一五八七年の船はたまたまそのマニラ到着が遅れた。⁽¹⁹⁾これに加えて、この年平戸領主の命令によつて日本人がマニラに到着し、グレゴリオ一二世の小勅書の公布によつて一段落した他修道会士の日本渡航希望が再燃した。セデニヨは、他会士の日本渡航の可能性につき積極的に行動したマニラ司教の諮問に答え小勅書の趣旨を説明してその場を収めた⁽²⁰⁾。しかし、イエズス会士内部にも日本渡航希望は依然として存在し、このため、その年の六月二四日には前年死亡したスアーレスに代わつてライムンド・プラドが、マニラに到着した日本人を実際に目にしながら、再度日本・中国への渡航希望をローマの総会長に宛てて送付することになった。また、他会士の日本渡航を懸命に防止しようとしたセデニヨ自身、微妙なニュアンスを含ませながらも、マニラが日本・モルツカ・中国の中継地として発展する可能性を認め、その重要性を指摘している。まず、ライムンド・プラドの総会長宛書翰から見て行こう。

そちらの地方からの知らせや貌下がお命じになつていることについて全く何も知らずに手紙を書いておりますので、ここでは簡単にいたします。（中略）中国や日本に対する私の希望については、再度抗弁する権利があると思います。と申しますのは、貌下に既に何度もそれを書き送つたのに、何も返答をいただいては

いないからであります。今年のようになちらの地方からかなりの人数が船に乗つてやつて来たのを見ると、私の望みは更にかき立てられるのであります。いずれにせよ、貌下は主の前において適切と思われる処を行いくださいますように。それがいかなることであれ、私は多分のことであり、主の榮光のために私は満足するであります。⁽²¹⁾

六月一二日付のセデーニョの総会長宛書簡は、マニラに関する次のように報じている。

この港が、イエズス会にとって、マラッカ・モルッカ・日本・中国等の中央に当たるために重要であると考えられ、かつ、マラッカからマカオに向かうのも、この島に向かうのも同じ道でありますから、もし万一大マカオの港が失われるような場合にはこれを経由して日本へ行くことができるよう思われるにしても、それは常に困難であつたし、巡回されないことは大変に不都合であり、このためにはどのような方法があるかを貌下に対してこれまで述べて参りました。この港は、当地で為し得る成果のためにもまた、上述のことのためにも、会にとつて適當な場所であると考えます。⁽²²⁾ このような書簡が、マニラからモルッカ経由で発送さ

れた後、メキシコからの定航船がようやく到着し、ローマ本部の他地域渡航禁止を命じた書簡がマニラに届けられることになった。九月九日付でセデーニョはマラッカ経由で soli (親展) 書簡を総会長に送付し、次のように書いている。

ヌエバ・エスパニーヤに向けてナウが出港した後、毎年(ヌエバ・エスパニーヤ)から(フィリピン)にやつてくる船が到着いたしました。それによつて私は八六年二月二十四日付及び六月一六日付の一通の貌下の書簡を受け取りました。双方ともほとんど同じ事柄が書かれております。貌下がお命じになつていらつしやる、当地に滯在する者が他の地域に移ろうと考えてはならないということは、現在我々が担当しているものに集中するためにかなり効果がありました。この島の人々は教化される準備が整つてゐるので、最も通用している言葉に習熟し、何人かをそれに集中させればしなければならないことはかなりあるものと思います。別の書簡で(フイリピンの布教には)多くの困難が存在すると書き送りはしましたが、毎日多くの情報と経験を重ね、イエズス会が当地に定着すれば人々の魂の利益を得ながら常に為すべきことがあることが明らか

になつております。⁽²³⁾

さらに翌一五八八年六月一七日にもセデーニョは同様の趣旨を繰り返し、次のように書き送つてゐる。

マラッカ経由で八六年二月一四日及び同年六月一六日の二通の貌下の書簡に対して過日返答致しましたが、両書簡とも同じ内容ないし指令であり、貌下のご命令通りに全てが守られるであります。その時及び常にこの地について書き送つて参りましたが、今回私はパードレを召集して彼らの意見を聞き、貌下により明確な情報を送ろうと考えました。（中略）現地人については大勢居りますが、彼らを援助するには不都合があります。即ち言葉は多様でかつほとんど全ては修道会士によつて担当されております。最近アウグスティノ会士がここから一〇〇レーグアのところにある一つの島を放棄しましたが、そこには五〇、〇〇〇以上の人々がおります。そこは健康的でとても豊かなところではあり、こちらの島々の中では最も良い人々が住んでおります。彼らがそれを放棄したのは孤立しているために修道会にとつて害があつたからであります。現在三、四人の在俗司祭と司教が一人おりその数は増えつつあります。ですからもし会が当地に定着すべきで

あれば、その島及びその周辺の島々において会は為すべきことが十分にあると思われます。当マニラにも多くの原住民があり、当地に居住するようになる者が言葉を学習すれば、彼らを援助することもできるであります。この他にこの（ルソン）島にあるカガヤンという地方も、まだ十分に鎮圧されてはいないのであります。働き手が不足しております。また、イロコスという別の地方もありますが、不健康な土地でありますので跣足派のパードレはそこを放棄してしまいました。

もし（フイリピンの）イエズス会が他の地方の現地人を援助しに行くことができるときこれまで何度も我々が書き送つた不都合や苦労（第一に上長から巡回も慰めも得られないこと、第一に健康的な土地であつても放埒と暑さのために徳を磨くのには非常に不適当な地に居住しなければならないこと、第三に必要以上の人員をその町に保持する義務があり、それは他修道会でもそうであるので会の名誉に配慮するならば有識で有徳の者でなければならぬ。そして、こういった人々をごく僅かな成果のためにかくも離れた土地に保持することは多くの誘惑と不満足の原因となる

ように思われる)があつても、こちらの現地人を援助に来たい気持ちにさせるのに役立つという考え方には

我々は十分に納得しております。もし中国や日本について期待されていることのため、或いはこちらが徐々に植民されて行くという希望を持つていれば、こちらも良い土地になるであります。もし、貌下が会が（フィリピンに）定着する事が適當であると思ふに至るのであれば、我々は次のことを考えております。第一に前述のように（フィリピンに派遣される者は）有識で著名な人物であるべきであり、第二に巡回は受けられないという困難が依然としてあるにせよ、原住民を担当できるようすべきであります。⁽²⁴⁾

このように、セデニヨは基本的にフィリピンにイエズス会が「定着」し現地人にに対する布教事業を担当することの許可をローマの本部に求める形で議論を進めながら、フィリピンに希望を持って会員が赴けるようになるためにというコンテキストではあるが、中国や日本への発展の可能性とその際にフィリピンの占める得る位置とを前年の書簡と同様に繰り返しているのである。

フィリピンにおけるイエズス会の将来についてローマの本部が「定着」の断を下したのは一五九〇年に入つてからで、マドリードからローマに向かつたサンチエスと総会長アクワヴィーヴァが慎重に議論を重ねた結果であつた。一五九〇年メキシコ管区巡察師として派遣されたディエゴ・アベジヤネーダに対してアクワヴィーヴァは四月に次のような指令書を与えていた。

フィリピンには多くの修道会士があり、大多数のしかも良質の部分を担当してきているというので、（フィリピン在住の）会員の多くは、会の援助をもつと必要としている別の地域でもっと成果を上げるようにしたほうが良いと考えていた。しかし、一方では会が既にあちらで獲得した多大の成果、現在受けている偏愛、会が獲得した非常によい地所、及び既に建設が行われたところのもの、その他援助をしてくれている多くの慈善家などを鑑みて、何人かの主要な会員は十分な基金ができることを期待し、既にフィリピンを放棄することは大きな不評をかうことになり、これまで会に対し高い評価を与えて好意を寄せてきていた

十 他地域への渡航禁止Ⅲ

た国王陛下やその顧問達に対して重大な不満が伝えられるであろうと考えた。なぜなら、国王陛下はその定収入から会員の一人一人に対し維持費を出すように命じてきたからである。そこで、我々は以下のような結論に達した。会はそちらに定住する。会員はそちらで期待できる大きな成果を上げるために全力を上げて働く。そのためには以下のようないくつかの事項に努力する必要がある。（中略 コレヒオ建設、教育等の具体策を列挙）第七、メキシコ管区長とマニラの地区長はあちらにいる者あるいはこれから派遣される者の迷いを覚まし、中国や日本その他の別のことについての考えを完全に排除するよう努めるべきである。⁽²⁵⁾

十一 むすび

スペイン国王・メキシコ副王側の要請によつて開始されたスペイン系イエズス会士のフィリピン渡航は、それがイエズス会側のイニシアチブに出たものではなかつたため、具体的なビジョンを持たずに開始されてしまった。このため、実際にフィリピンに渡つた会員達は、その多くが当初フィリピンよりもむしろ中国・日本への渡航を志向していたと言える。その希望は、フェリーペⅡ世の

ポルトガル併合により、一層具体的な形になつていったが、ローマの本部はこれに賛意を表することはなかつた。

このためフィリピンの会員は、実際にほとんど担当すべきことのない現状と自分達の将来について困惑しつつ、中国・日本への布教を一つの突破口とみなしローマの本部にその許可を求め続けた。しかしながら、ポルトガル併合以降の政治状況は、必ずしも期待された方向には進展せず、フェリーペⅡ世自身がポルトガルの権益を犯すような行動を極力避ける形で進展して行つた。このためローマのイエズス会本部は、フィリピンにおける会の将来についての最終的な判断を引き延ばし、そのことがフィリピン在住会員の不安をいつそう募らせた。結果的にローマ本部は一五八六年になつてようやく他地域への渡航を最終的に禁止したが、その時点でもフィリピンへの定着を決断していた訳でもなく、またフィリピンからの撤退も世俗権力との関係から可能な選択ではなかつた。こうしてようやく一五九〇年になつて、ローマ本部も必ずしもその将来性を確信していたとは思われなかつた。フィリピンでの布教を、サンチエスとの協議の結果最終的に決定することになつた。その決定もまた世俗権力の動向を見据えた上で下されたものであつた。この決定を

受けたフィリピン在住のイエズス会士はフィリピン布教をその中心に据えるべく活動を開始し、他方で他会士の日本への渡航を阻止すべく努力するのであるが、彼ら自身による中国・日本への渡航・布教の可能性はともかくも、フィリピンが将来、中国・日本への進出の拠点になる可能性を捨てねりとは最後までなかつたのである。

- (1) Archivum Romanum Societatis Jesu, Roma. Mexico 1. ff. 67v-8
- (2) Ibid., f. 69
- (3) Ibid., f. 69v
- (4) Ibid., f. 69
- (5) Ibid., ff. 73-73v
- (6) Ibid., ff. 74-74v (Felix Zubillaga S. I. Monumenta Mexicana vol. 3 Roma 1968 pp. 151-152) 引用部分に統じて、アクラヴァイーザは、サンチエスの行動を厳しく批判し、メンダニサに対しサンチエスを叱責し、更迭を求めてゐる。また、戦争によって布教を展開しようと考へる考え方に対し批判を加えた後、中国語の学習に関する考へ方に對して「せめて中国語の上長として赴任する者に對してセデーニョに通達したよ」と、中国人に渡るためではなく、フィリピンに渡來する中国人のためにそれを希望する者に中国語の学習の許可を与えるよう伝達するように書き送つてゐる。ちなみに、サンチエスはアクワヴィーザに送付した書簡の中で、セデーニョはフィリピンに必要な人物でありかつメキシコへの船旅に耐え得る健康状態ではないと書き送り、メキシコ管区側もセデーニョは健康を口実にメキシコに戻らうとしていると批判したため、一五八八年七月一一日付でアクワヴィーザはメンダニサに對してセデーニョのマニア残留を決定した旨を伝えている。(Mexico 1 f. 87, Monumenta Mexicana vol. 3 p. 341 回題の指示は翌年一月一五日付のメンダニサ宛書簡でも繰り返されてゐる Mexico 1 f. 87v, Monumenta Mexicana vol. 3 p. 368) ハントセデーニョはフィリピン準管区長としてフィリピンから離れるゝとなへ、一五九八年死亡してゐる。
- (7) Ibid., f. 73v なお、アクワヴィーザは一五八六年六月一六日付のアントニオ・メネーゼス宛書翰において、「ペーチン・エルナン・スアーレスに關しては、伝えられぬといふに由れば、あちひ（フィリピン）に渡つた」とを若干後悔してゐるといふのである。そりや、彼は十分にオトマの言語に熟達してゐることでもあり、そちらの王国（メキシコ）においてより役にたつことができると思われます。そりや、おも適当と思われる場合には、彼を呼び戻すようにして「ただめたい」と書き送つてゐる。
- (8) Ibid., f. 74, 1586. 02. 24
- (9) Ibid., f. 76v なお、参考に、一五八六年六月一六日付のヌバ・ヌスペー〔ヤ管区長〕アントニオ・メンダニサ

Mexico 1 f. 75 (Monumenta Mexicana vol. 3 p. 173)

宛の総会長アクワヴィーヴァ書翰 (Ibid., ff. 75-75v, Monumenta Mexicana vol. 3 pp. 173-174) には、この間の事情がはっきり書かれてゐる。「別の書翰でそちらにくる者に書を送つたように、決して中国やマカオに渡るよう努めではならない」という命令が出されています。

なぜなら、ヌエバ・エスパニャの航海とポルトガルのそれとは混ぜ合わされるべきではないからであります。また、現在までのところフエリーペ国王ですら「これら二つの地域において行われている航海が混ぜ合われる」とを許してはいらないからであります。」

(10) Ibid., f. 76v
(11) 一五八六年一月一四日発の書翰をもと。 (Ibid., f. 74)

(12) Ibid., f. 76v
(13) Ibid., f. 77

なお、一五八八年四月一八日付でアクワヴィーヴァは、ニアレスのマニラからの最後の書簡に返答し、日本へ向かうとの禁止を繰り返している。もちろんニアレスはこの総会長書簡を見るとはなかった。「八六年六月一五日及び一六日付の尊師の一通の書簡を受け取りました。その中で、尊師はそちらの地方の諸事情及び救済策を要する事態について報告をなさっております。会員がそちらを通つて日本へ向かうということについては、主にして考慮した結果不都合があるので、たとえ旅程が（東インド経由よりも）短かいとしても、適当ではないと判断いたします。既に出されております命令が遵守されるよう望みます。」 (Ibid., f. 85v)

また、一五八九年七月一〇日にはライムンド・プラドに宛、彼の一五八七年七（六？）月一四日付書簡に言及し中国・日本への渡航禁止を繰り返してゐる。 (Ibid., f. 90)

(14) Philippin 9 ff. 88-92v
(15) Ibid., ff. 93-93v

(16) この書翰内容は、およそ次のようなものである。天正遣欧少年使節のローマと教皇による受け入れはこちらの会員も慰めた。しかしながら、当地では何もせず、むしろ逆に、プレシデンテの要請と院長が日本の準管区長に書簡を送り日本の貿易船を派遣するようになり要請したことからこちらに一二人ほどの日本人がやってきたが、彼らに対しても反対の事をしてしまつた。一人をのぞき皆キリスト教徒であったが、彼らはこちらの海岸で持つてきた商品を失つてこの町に到着した。ゴベルナルドールもまたイエズス会も彼らにはなにも援助せず、ただ、異教徒のサングレイたちの間にある藁でできた家に宿泊させ、こちらのパンに当たる米を少し与えただけであつた。彼らは非常に慎み深く、他人に援助を求めることを潔よしとしない人々であり、イエズス会士もまた町からはなれたところに住んでいたので、一人のポルトガル人によつてそれを知らざるまでは、彼らの窮状を知ることができなかつた。ニアレスはそのことを知るとさつそく院長に伝え、彼らを養うための金を見つけるために町へ出かけた。そのかねでもつて彼らをある期間養つた。彼らに対して皆が酷く扱つたことは明かで、イ

イエズス会は自分たちで彼らを呼んでおきながら彼らを助けようとしたのであるから会の側に罪があるのである。

(17) Ibid., f. 94v

(18) Philippin 9, f. 253 (一五八七年六月一二日付マニラ発
アントニオ・セデーニョの総会長アクラヴィー・ガ宛書
簡)

Ibid., f. 260 (一五八七年九月九日付マニラ発アントニ
オ・セデーニョの総会長アクラヴィー・ガ宛書簡)

なおこの書簡にはマニラへの日本人の渡来について言及されているが、それは一五八四年にマニラからマカオに向かうという事件が起こったことを契機に、「平和的」に向かつたポルトガル船が途中から進路を変えて平戸に向かうという事件である。平戸からの日本人は松浦氏のスペイン国王への臣従の希望と中国への軍事的侵略を実施する場合の軍事援助提供を伝えてきた者であった。これらの日本人の動向がマニラのイエズス会士を刺激したのである。また、日本イエズス会側からのマニラに対する軍事援助要請もなにがしかの影響を与えたであろうことも想像に難くな。

(19) Ibid., f. 260

(20) Ibid., ff. 253-254 (一五八七年六月一二日付マニラ発
アントニオ・セデーニョの総会長アクラヴィー・ガ宛書
簡) 「日本からも商品を積んだ日本船が（マニラに）やつ

てきました。当地から日本までは三〇〇レーグア以上は離れてはいなかつたので、（日本の）パードレ達からの手紙を入手いたしました。（中略）彼らの何人かは異教徒ですが、その他はキリスト教徒である日本人がやつてきました。彼らのうちの一人は Gravieil (?) という名前で日本で何年も前からパードレが洗礼を与えた者達に説教したり教義を教えたりしてきました。彼は航海中も説教を行ひ乗り組みの者の内の八人を改宗させました。彼ら八人は昨日我々の教会で厳肅の内に洗礼を受けました。司教自らが洗礼を与え、アウディエンシアのプレシデンテと当地の貴人達が受洗親になりました。この船の到着によつて修道会士達の中に日本へ赴きたいという望みが少なからずかき立てられる結果になりましたが、だれも日本へ渡航してはならないというグレゴリオ一世が發布した Motu Proprio のことを知つておりましたし、私も用心のためプレシデンテにそれを提示いたしましたので、多くの麦があり働き手が少ないところに対してもイエズス会が他会士に対して扉を閉めようと努めてきたことに対して遺憾の意を表しましたがあちらに向かうという希望は断念いたしました。司教は私にこの件を相談し、私は教皇聖下が示した理由を彼に説明し、日本にいる会員は信仰に篤いばかりでなく非常に博学であること、また彼らがそのように努めたのであるからそうするのが適当であると信ずべき」と、及び、当地から Gian や Cochinchina に向かつた一〇〇-一二〇人の修道会士が為した成果・混乱を引き起こし結局日本同様に麦があり働き手の不足は

それ以上であるこの島に戻つてやつてしまつた」と考
えて欲しいと話しました。(中略) 私は当地から修道会士
(日本に向かうことは) 益よりもむしろ害になるとい
を疑いません。」

また、翌六月二三日には、ポルトガル領東インドで一
七年間軍人及び商人として活動した後(四年間の滞日経
験を持つていた)マニラに渡り司教から叙階されたディ
オゴ・フェレイラ・デ・ファイグレイドも、平戸の領主か
らの命令でマニラに到着した一〇人の日本人が他会士の
日本渡航を希望したことから司教が調査を行い、ローマ
教皇へ報告を送ることをアクワヴィーザに通知し、自
分の経験から日本へ他会士が渡航するとは不都合であ
ると書き送っている。*Ibid.*, ff. 256-257 なお、同書簡には、ローマで記入された要約とある「この書簡及び
ペーデル・マヌエルの書簡の写しがマニラに送付され
れる」と記載されている。(f. 257v)

さらに、一五八七年六月二六日付でフィリピンのアウ
ディエンシアのプレシデンテであるサンティアゴ・デ・
ベラがメキシコ副王アルバロ・マンリケ・スニガ宛
てた書簡には次のような記述がみられる。「今年の港に
は中国のいろいろな地方からやつてきた二〇隻以上の船、
マカオの町からやつてきたポルトガル人の船一隻、それ
に一隻の大きな日本船が大量の商品と物資、馬、牛、そ
れに二〇〇〇人以上の人々が入港しました。(中
略) 昨年この諸島に一隻の日本の船がやつて来て、麦、
小麦粉、馬などの商品をもたらしました。しかしその船

は、当地に到着する前にカガヤン地方で難破してしまいました。乗組員は船から逃れ、何人かのキリスト教徒と
異教徒が当地にやつてきました。私は彼らを厚遇し、必
要なものを与えたせ、しばらく滞在させた後、彼らの地
に送り返してやりました。彼らは大変に感謝し自分達に
対して為された厚遇を述べたて、既に述べたように、今
年も他の者とともに商品を積んで戻つてくる」とにしま
した。彼らはそれによつて利益を得ています。彼らは王
達の間に戦争があり、既に六三カ国を従えている都の王
は彼の地にいるイエズス会のペーデル達に対し、自由に
日本中で福音を述べ伝えることができたための通行許可
証と好む者が受洗するとのであるための許可を与えた
とを述べました。このひとはこの町のイエズス会に対
してあわいかい回し金の一人的ペーデルが書き送つてお
た書簡の中で保證してあるのであります。」
(Archivo General de Indias, Sevilla, Filipinas 18 A (ff.
3-3v))

(21) Philippin 9 f. 258 なお、この書簡はこれに続けて、日本にいるイエズス会士が貿易に介入してポルトガル人の利益を奪つてゐるところの不満がポルトガル人・スペイン人の間で語られてゐるところについて書かれています。

(22) Ibid., ff. 254-254v

(23) Ibid., f. 260

(24) Ibid., ff. 262-262v (1a. via), ff. 264-264v (2a. via)

(25) Monumenta Mexicana vol. 3 pp. 470-472
なお、一五九〇年四月一七日セビリアトマ・ガヤードは

史 学 第六一卷 第一・二号

アベジヤネーダに對して指示を送り、セデーイの定着
のための基金の確保を求める書を送つてゐる。

(Mexico 1 f. 98v, Monumenta Mexicana vol. 3 p. 459)

1111 (1111)